

事務連絡  
平成26年11月7日

各〔都道府県  
政令市  
特別区〕衛生主管部（局）  
感染症対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

一類感染症に係る患者及び検体の搬送について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に定める一類感染症の患者又は一類感染症の疑いのある患者が、海空港の検疫所又は国内医療機関で確認された場合の当該患者の特定感染症指定医療機関や第一種感染症指定医療機関等への搬送（以下「一類感染症に係る患者の搬送」という。）及び当該患者に係る検体の医療機関から国立感染症研究所（東京都武蔵村山市所在）への搬送（以下「一類感染症に係る検体の搬送」という。）について、別添1のとおり警察庁生活安全局地域課長宛て協力を依頼し、別添2のとおり各都道府県警察の支援をいただけることとなったところであります。

ついては、実際に一類感染症に係る患者の搬送や一類感染症に係る検体の搬送を行う必要が生じた場合、当該業務を確実に遂行できるよう、あらかじめ関係する都道府県警察と調整を図られるようお願い申し上げます。

なお、搬送等の要請を行うに当たっては、それにより大幅な時間の短縮が見込まれ、かつ、公衆衛生上の意義や検査結果が与える社会的影響が大きい場合など、緊急性、必要性を十分考慮していただくようあわせてお願いいたします。また、搬送等の要請を行う際は、厚生労働省健康局結核感染症課に御一報下さい。



健感発 1030 第 1 号  
食安企発 1030 第 2 号  
食安検発 1030 第 1 号  
平成 26 年 10 月 30 日

警察庁生活安全局地域課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬食品局食品安全部  
企画情報課長

厚生労働省医薬食品局食品安全部  
企画情報課検疫所業務管理室長

一類感染症に係る患者及び検体の搬送について(協力依頼)

平素より感染症対策にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)第 6 条第 2 項に定める一類感染症(※1)の患者又は一類感染症の疑いのある患者が、海空港の検疫所又は国内医療機関で確認された場合の当該患者の特定感染症指定医療機関(※2)や第一種感染症指定医療機関(※3)等への搬送(以下「一類感染症に係る患者の搬送」という。)及び当該患者に係る検体の医療機関から国立感染症研究所(東京都武蔵村山市所在)への搬送(以下「一類感染症に係る検体の搬送」という。)については、その重要性に鑑み、新型インフルエンザ等の発生時における対応をも必要に応じて参考としつつ、貴庁のご協力をいただきながら、適切・確実な対応を行っていく必要があると認識しているところです。

今般のアフリカの一部の国におけるエボラ出血熱の流行等を受け、この機会に、検疫所又は都道府県若しくは保健所設置市の衛生主管部局が、実際に一類感染症に係る患者の搬送や一類感染症に係る検体の搬送を行う必要が発生した場合に、当該業務をより確実に遂行できるよう、下記事項について、貴庁において特段のご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本取り扱いは、緊急走行して搬送する必要がある場合に行われるものです(※4)。

記

- 1 一類感染症に係る患者の搬送を行うに際して、検疫所又は都道府県若しくは保健所設置市の衛生主管部から求めがあった場合には、当該搬送業務を行う車両に対し、警察車両による緊急走行での先導支援等を行うこと。

2 一類感染症に係る検体の搬送を行うに際して、検疫所又は都道府県若しくは保健所設置市の衛生主管部から求めがあった場合には、新型インフルエンザ等検査のための検体の緊急搬送の際と同様に、検疫所又は都道府県若しくは保健所設置市の衛生主管部の担当職員と検体を警察車両に同乗させ緊急走行により搬送を行うこと。

(※1) 一類感染症

- |               |           |
|---------------|-----------|
| ○ エボラ出血熱      | ○ ペスト     |
| ○ クリミア・コンゴ出血熱 | ○ マールブルグ病 |
| ○ 痘瘡          | ○ ラッサ熱    |
| ○ 南米出血熱       |           |

(※2) 特定感染症指定医療機関：(別添参照)

感染症法(定義) 第六条第 13 項

この法律において「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。

(※3) 第一種感染症指定医療機関：(別添参照)

感染症法(定義) 第六条第 14 項

この法律において「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

(※4) 患者や検体の搬送に際し警察車両に先導等を依頼し、緊急走行してこれを行うことは、感染症対策等の円滑な実施のため、真に必要な場合に行われるべきものである。

このため、新型インフルエンザ等の発生に際しての取扱いについては、国内での新型インフルエンザ等の発生が極めて少ない時期であって緊急走行して搬送する必要がある場合に限る旨、厚生労働省健康局結核感染症課長及び検疫所業務管理室長から検疫所及び都道府県若しくは保健所設置市の衛生主管部局に対し、その運用について通知している。

一方、一類感染症については、新型インフルエンザ等と異なり、国内での発生が一般化することについては想定せず、また、そのようにならないよう対策を講じるべきものであるため、患者の発生件数そのものは少ないと想定される一方、その全体数に占める警察車両への先導依頼が行われるケースの数の割合は、新型インフルエンザ等に比して著しく多くなることが想定されるが、いずれにせよ、上記のとおり、感染症対策等の円滑な実施のため、真に必要な場合であると検疫所又は都道府県若しくは保健所設置市の衛生主管部が考える場合に行われるものである。

**感染症指定医療機関の指定状況(平成26年4月1日現在)**
**感染症指定医療機関の指定状況(平成26年4月1日現在)**
**○特定感染症指定医療機関：3医療機関(8床)**

| 病院名                  | 病床数 | 所在地 |
|----------------------|-----|-----|
| 成田赤十字病院              | 2床  | 千葉県 |
| 独立行政法人国立国際医療研究センター病院 | 4床  | 東京都 |
| りんくう総合医療センター         | 2床  | 大阪府 |

**○第一種感染症指定医療機関：44医療機関(84床)**

| 病院名                    | 病床数 | 所在地  |
|------------------------|-----|------|
| 市立札幌病院                 | 2床  | 北海道  |
| 盛岡市立病院                 | 2床  | 岩手県  |
| 山形県立中央病院               | 2床  | 山形県  |
| 公立大学法人福島県立医科大学附属病院     | 2床  | 福島県  |
| JAとりで総合医療センター          | 2床  | 茨城県  |
| 自治医科大学附属病院             | 1床  | 栃木県  |
| 群馬大学医学部附属病院            | 2床  | 群馬県  |
| 埼玉医科大学病院               | 2床  | 埼玉県  |
| 成田赤十字病院                | 1床  | 千葉県  |
| 都立墨東病院                 | 2床  | 東京都  |
| 都立駒込病院                 | 2床  | 東京都  |
| 公益財団法人東京都保健医療公社荏原病院    | 2床  | 東京都  |
| 横浜州市立市民病院              | 2床  | 神奈川県 |
| 新潟市立病院                 | 2床  | 新潟県  |
| 富山県立中央病院               | 2床  | 富山県  |
| 福井県立病院                 | 2床  | 福井県  |
| 山梨県立中央病院               | 2床  | 山梨県  |
| 長野県立須坂病院               | 2床  | 長野県  |
| 岐阜赤十字病院                | 2床  | 岐阜県  |
| 静岡市立静岡病院               | 2床  | 静岡県  |
| 名古屋第二赤十字病院             | 2床  | 愛知県  |
| 伊勢赤十字病院                | 2床  | 三重県  |
| 大津市立病院                 | 2床  | 滋賀県  |
| 京都府立医科大学附属病院           | 2床  | 京都府  |
| 市立堺病院                  | 1床  | 大阪府  |
| 大阪市立総合医療センター           | 1床  | 大阪府  |
| りんくう総合医療センター           | 2床  | 大阪府  |
| 神戸市立医療センター中央市民病院       | 2床  | 兵庫県  |
| 兵庫県立加古川医療センター          | 2床  | 兵庫県  |
| 奈良県立医科大学附属病院           | 2床  | 奈良県  |
| 日本赤十字社 和歌山医療センター       | 2床  | 和歌山県 |
| 鳥取県立厚生病院               | 2床  | 鳥取県  |
| 松江赤十字病院                | 2床  | 鳥取県  |
| 岡山大学病院                 | 2床  | 岡山県  |
| 国立大学法人広島大学病院           | 2床  | 広島県  |
| 山口県立総合医療センター           | 2床  | 山口県  |
| 徳島大学病院                 | 2床  | 徳島県  |
| 高知医療センター               | 2床  | 高知県  |
| 福岡市立こども病院・感染症センター      | 2床  | 福岡県  |
| 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館   | 2床  | 佐賀県  |
| 長崎大学病院                 | 2床  | 長崎県  |
| 熊本県立熊本市民病院             | 2床  | 熊本県  |
| 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター | 2床  | 沖縄県  |
| 琉球大学医学部付属病院            | 2床  | 沖縄県  |

|        |                  |
|--------|------------------|
| 原簿保存期間 | 5年(平成32年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(平成32年3月31日まで) |

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁地域部長 殿  
各道府県警察本部長

警察庁丁地発第171号  
平成26年10月30日  
警察庁生活安全局地域課長

一類感染症に係る検体及び患者等の搬送への協力について（通達）

平成26年3月以降のアフリカの一部の国におけるエボラ出血熱の流行を受け、厚生労働省では各都道府県衛生主管部等に対して対応要領を示し、流行地からの帰国者・入国者でエボラ出血熱様症状の患者があった場合、感染拡大防止のため、患者から採取した検体の国立感染症研究所への搬送及び患者の医療機関への搬送を必要に応じて行うこととしている。これに関して同省から警察庁に対して、別添のとおりエボラ出血熱を含めた感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第2項に規定する一類感染症（以下「一類感染症」という。）に係る検体及び患者の搬送への協力依頼がなされた。

今後、一類感染症の患者又は同感染症の疑いがある者（以下「患者等」という。）が発見された場合で、検疫所長又は都道府県知事（以下「検疫所長等」という。）が患者等から採取した検体又は患者等を緊急に搬送する必要があると認めた場合には、検疫所長等から都道府県警察に対して協力要請がなされる可能性があるため、その場合は下記により協力されたい。

なお、本通達については、警備企画課と合議済みであることを申し添える。

記

1 協力の趣旨

検疫所等において、患者等から採取した検体又は患者等を緊急に搬送する必要がある場合、警察は検疫所長等からの協力要請を受け、警察法第2条第1項に規定する個人の生命、身体の保護及び公共の安全と秩序の維持の一環として搬送に協力するものである。

2 協力方法

- (1) 各都道府県警察は、協力要請に的確に応じられるよう、協力の趣旨等について、通信指令課（室）、自動車警ら隊、警察署等に周知しておくこと。
- (2) 搬送の要請は、検疫所長等から都道府県警察への110番通報によりなされることから、要請を受理した通信指令課（室）では、搬送元及び搬送先の所在地等を確認し必要な連絡手配を行うこと。
- (3) 警ら用無線自動車は事件・事故等の処理中で要請に応じることができない場合

は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条に規定する緊急自動車として走行が可能な他の警察用自動車を使用すること。

(4) 搬送方法

ア 検体を搬送する場合

警ら用無線自動車に関係機関の担当職員及び検体を乗車させ、必要に応じ緊急走行により搬送すること。

イ 患者等を搬送する場合

不測の事態に対応できる感染防止資機材を着装した者を同乗させるなど感染防止対策を徹底した上で、警ら用無線自動車を使用して、必要に応じ緊急走行により当該搬送業務を行う車両を先導すること。

(5) 搬送先

ア 検体を搬送する場合

東京都武蔵村山市学園4丁目7番1号

国立感染症研究所村山庁舎

イ 患者等を搬送する場合

感染症法第6条第13項に規定する特定感染症指定医療機関又は同条第14項に規定する第一種感染症指定医療機関

(6) 搬送先が管轄都道府県外である場合は、原則として県境で引き継ぐこととし、要請を受理した通信指令課（室）から関係する都道府県警察の通信指令課（室）に連絡手配し、確実に引き継がれるよう調整すること。引き継ぎのため県境で担当職員等が乗り換えとなる場合は、乗り換えに適した安全な場所を確保して実施すること。

(7) 検体の搬送については航空機又は列車を使用することも想定される。その場合は、要請を受理した都道府県警察は出発地の空港や駅までの協力とし、到着地の空港や駅からはこれを管轄する都道府県警察が協力することとするので、要請を受理した都道府県警察は同乗する担当職員の氏名、携帯電話番号、使用する便名等を聴取のうえ、到着地を管轄する都道府県警察に確実に連絡手配すること。

3 警察庁への報告

本通達に基づき搬送に協力した場合は、その都度、警察庁生活安全局地域課宛に要請受理日時、要請受理内容、搬送状況、特異事項等について報告すること。